

第 1 7 回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員 1 5 番, 1 6 番)

開催期日 令和 6 年 1 1 月 2 8 日

第17回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 令和6年11月28日(木) 9時30分

場 所 栗山町役場第1会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 鳥 村 正 行

書 記

栗山町農業委員会事務局 清 藤 大 亮

本日の出席委員

1 番 鈴 木 正 志

2 番 田 村 俊 彦

3 番 田 村 賢 治

4 番 西 川 満

6 番 柴 田 貴 浩

8 番 松 田 とも子

10 番 長 尾 卓 也

11 番 川 崎 浩 彦

13 番 寺 雅 彦

14 番 吉 田 義 弘

15 番 吉 尾 由美子

16 番 大 櫛 和 矢

17 番 塚 本 政 紀

18 番 鳥 村 正 行

本日の欠席委員

5 番 桂 一 照

7 番 土 門 雅 一

12 番 木 下 等 嗣

本日の参与員

栗山町農業委員会 事務局 長 藤 澤 祐 之

〃 事務局 主査 清 藤 大 亮

〃 事務局 員 山 下 倖 生

本日の議事日程

日程	議案番号	件 名
1	会議録署名委員の指名	
2	会期の決定について	
3	諸般の報告について	
4	報告第 22 号	農地のあっせん成立について
5	報告第 23 号	農地の使用貸借の解約の通知について
6	議案第 83 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
7	議案第 84 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
8	議案第 85 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
9	議案第 86 号	土地の現況証明願いについて
10	議案第 87 号	農用地利用集積計画（案）について
11	議案第 88 号	農地のあっせんについて
12	議案第 89 号	耕作放棄地の非農地判断について（案）
13	農業団体等報告事項	

（局長）

全員ご起立願います。礼、ご着席ください。

第 17 回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日出席委員 15 名、欠席委員 3 名、桂委員と土門委員から所用のため欠席との報告、また木下委員からは体調不良のため欠席との報告をいただいております。

栗山町農業委員会会議規則第 10 条の規定により、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長 開会宣言お願いいたします。

（会長）

ここ数日雪が降ったり止んだりとはっきりしない天気が続いておりますが、皆様の納屋の中が片付く

ような時期になってきたのかなと思います。今年は農作物が全般的に良いという報告を地域懇談会でも受けております。年末に向けて健康に十分留意いただくようお願いいたします。

それでは早速、総会を進めていきたいと思います。

(議長)

日程 1 会議録署名委員についてですが、15 番吉尾委員、16 番大櫛委員を指名いたします。よろしくをお願いします。

日程 2 会期の決定でございますが本日 1 日でよろしいでしょうか。(ハイの声)

ハイという声がありましたので、本日 1 日いたします。

日程 3 諸般の報告ですが、局長より説明いたします。

(局長)

会務報告のページをお開きください。10 月 25 日に栗山町・由仁町農業委員会交流会が開催され、鳥村会長ほか 16 名が参加いたしました。26 日から 27 日まで、大阪にて新・農業人フェアが開催され、寺委員と大櫛委員が参加しております。10 月 30 日から 11 月 1 日まで北陸方面への国内研修視察を実施し、鳥村会長ほか 13 名が参加いたしました。11 月 5 日から 14 日にかけて令和 6 年度栗山町農業振興公社地域懇談会が町内 21 か所で開催され、各地区担当委員が出席しました。21 日に田村俊彦委員・中島委員・長尾委員の 3 名で現地調査を実施いたしました。26 日に令和 6 年度地区別農業委員等研修会が深川市で開催され、鈴木委員ほか 4 名が出席いたしました。以上です。

(議長)

はい。只今、局長の方から報告がございましたけども、何か質問ございませんか。(質疑なしの声) なければ次に進みたいと思います。

日程 4 報告第 22 号「農地のあっせん成立について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

報告第 22 号 農地のあっせん成立について 下記農地について、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき成立したので報告する。今月は、1 件でございます。

番号 1 申出者住所・氏名 栗山町字〇〇442 番 1 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇398 番地 〇〇〇〇、成立年月日は令和 6 年 11 月 11 日でございます。対象農地につきましては、〇〇337 番地 1 地目については公簿、現況ともに田、面積 11,339 m²外 1 筆。全筆田で、2 筆合計 20,154 m²でございます。売買価格につきましては、10a あたり 田〇〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、長尾委員、大櫛委員でございます。以上です。

(議長)

はい。事務局の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ報告でございますので、次に進みます。

日程 5 報告第 23 号「農地の使用貸借契約の解約の通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

報告第 23 号 農地の使用貸借契約の解約の通知について 下記の農地にかかる使用貸借契約の解約について通知があったので報告する。今回は、2 件でございます。

番号 1 所在 〇〇735 番地の内 地目につきましては公簿現況ともに田、面積 5,359 m²外 1 筆。全筆田でございまして 2 筆合計 19,463 m²でございます。利用状況については水田、契約内容 使用貸借、契約年月日 平成 24 年 12 月 30 日、契約期間 平成 24 年 12 月 30 日から令和 14 年 12 月 30 日、解約通知日は令和 6 年 11 月 14 日でございます。賃貸者 栗山町字〇〇850 番地 〇〇〇〇、賃借人 栗山町字〇〇850 番地 〇〇〇〇となっております。

番号 2 所在 〇〇271 番地 4 地目につきましては公簿が畑、現況田、面積 980 m²外 1 筆でございます。全筆田でございまして、2 筆合計 18,366 m²でございます。利用状況については水田、契約内容 使用貸借、契約年月日 平成 23 年 11 月 30 日、契約期間 平成 23 年 11 月 30 日から令和 13 年 11 月 30 日、解約通知日は令和 6 年 11 月 14 日でございます。賃貸者 栗山町字〇〇752 番地 〇〇〇〇、賃借人 栗山町字〇〇752 番地 〇〇〇〇となっております。以上です。

(議長)

はい。事務局の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ報告でございますので、次に進みます。

日程 6 議案第 83 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 83 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 下記の農地にかかる賃貸借の解約の申し入れ(合意による解約)について農地法第 18 条第 6 項の規定により通知があったので解約の可否について意見を諮う。今月は、4 件でございます。

番号 1 所在 ○○33 番地 1 地目につきましては公簿現況ともに畑、面積 3,923 ㎡。利用状況については普通畑、契約内容 賃貸借、契約年月日 令和 4 年 11 月 30 日、契約期間 令和 4 年 11 月 30 日から令和 7 年 11 月 30 日、解約通知日は令和 6 年 10 月 25 日でございます。賃貸人 ○○市○○区○○1 丁目 2 番 15 ○○○○、賃借人 栗山町字○○36 番地 4 ○○○○となっております。

番号 2 所在 ○○298 番地 4 地目につきましては公簿現況ともに畑、面積 10,166 ㎡。利用状況については普通畑、契約内容 賃貸借、契約年月日 平成 28 年 11 月 30 日、契約期間 平成 28 年 11 月 30 日から令和 8 年 11 月 30 日、解約通知日は令和 6 年 10 月 28 日でございます。賃貸人 栗山町○○303 番地 ○○○○、賃借人 栗山町字○○303 番地 有限会社○○○○ 代表取締役○○○○となっております。

番号 3 所在 ○○49 番地 2 地目につきましては公簿現況ともに畑、面積 4,118 ㎡外 16 筆。内訳につきましては、田 15 筆 63,246.09 ㎡、畑 2 筆 11,180 ㎡、合計 17 筆 74,426.09 ㎡でございます。利用状況については水田及び普通畑、契約内容 賃貸借、契約年月日 令和 6 年 5 月 31 日、契約期間 令和 6 年 5 月 31 日から令和 8 年 11 月 30 日、解約通知日は令和 6 年 11 月 11 日でございます。賃貸人 栗山町字○○725 番地 1 ○○○○、賃借人 栗山町字○○300 番地 1 農事組合法人○○○○ 代表理事 ○○○○となっております。

番号 4 所在 ○○210 番地 1 の内 地目につきましては公簿が山林、現況が畑、面積 14,154 ㎡外 1 筆。全筆畑でございまして、合計 2 筆 14,425 ㎡でございます。利用状況については普通畑、契約内容 賃貸借、契約年月日 令和 4 年 11 月 30 日、契約期間 令和 4 年 11 月 30 日から令和 9 年 11 月 30 日、解約通知日は令和 6 年 11 月 18 日でございます。賃貸人 栗山町字○○110 番地 ○○○○、賃借人 栗山町字○○18 番地 ○○○○となっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、関係する委員さんの案件を審議したいと思います。番号 3 について 大櫛委員退席願います。

(大櫛委員退席)

それでは番号 3 について審議したいと思います。

何か質問等ございませんか

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは採決に移ります。

議案第 83 号番号 3 について原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 83 号番号 3 は原案どおり決定いたします。

(大櫛委員着席)

続きまして番号 4 について 柴田委員退席願います。

(柴田委員退席)

それでは番号 4 について審議したいと思います。

何か質問等ございませんか

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは採決に移ります。

議案第 83 号番号 4 について原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 83 号番号 4 は原案どおり決定いたします。

(柴田委員着席)

続きまして、残る 2 件について審議したいと思います。

何か質問等ございませんか

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは採決に移ります。

議案第 83 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 83 号は原案どおり決定いたします。

日程 7 議案第 84 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 84 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 下記の農地について、所有権移転による許可申請があったので、許可の可否について意見を諮う。今回は、所有権移転（売買）1 件でござい

ます。

番号 1 所在 ○○49 番地 2 地目につきましては、公簿現況ともに畑、面積 4,118 m²外 23 筆でございます。内訳につきましては田 15 筆 63,246.09 m²、畑 2 筆 11,180 m²、雑種地 7 筆 8,534 m²、合計 24 筆 82,960.09 m²でございます。譲渡人につきましては、栗山町字○○725 番地 1 ○○○○、摘要といたしまして今後耕作する予定がない事から農地を譲渡したい。譲受人につきましては、栗山町字○○735 番地 1 ○○○○、摘要といたしまして経営規模の拡大を図りたく農地を譲り受けたいとなっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、現地調査を行っておりますので地区担当委員より報告をお願いします。

(16 番 大櫛)

番号 1 につきまして、譲渡人の○○○○さんの意向により○○○○さんへ農地を譲渡するものとなっております。農地所有者の意向であることから問題ないと思います。

(議長)

はい。事務局及び地区担当委員の説明が終わりましたので審議したいと思います。

何か質問等ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって原案どおり決定いたします。

議案第 84 号については全て原案どおり決定いたします

日程 8 議案第 85 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 85 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 下記農地を農地以外のものとするため許可申請書の提出があったので、許可の可否について意見を諮う。今回は 2 件でございます。

番号 1 所在 ○○4 丁目 28 番地 3 地目につきましては、公簿現況ともに田、面積 5,688 m²外 2 筆。

内訳につきまして、田が2筆10,384㎡。畑が1筆420㎡。3筆合計で10,804㎡。譲渡人 栗山町〇〇4丁目28番地2 〇〇〇〇、譲受人 〇〇市〇〇区〇〇3丁目1番54 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇、転用目的につきましては、製品ヤード造成となっております。

番号2 所在 〇〇4丁目39番地 地目につきましては、公簿が田、現況が雑種地、面積629㎡外1筆。内訳につきまして、田が1筆2,295㎡。雑種地が1筆629㎡。2筆合計で2,924㎡。譲渡人 〇〇市〇〇区〇〇8丁目1番地12 〇〇〇〇、譲受人 〇〇市〇〇区〇〇3丁目1番54 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇、転用目的につきましては、製品ヤード造成となっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、この件につきましては現地調査を行っておりますので、現地調査班長より報告をお願いします。

(9番 中島)

令和6年10月25日、第16回農業委員会総会後に提出のあった農地法第5条の転用申請及び現況証明の願い出に基づき、令和6年11月21日に、田村俊彦委員、長尾委員、藤澤事務局長、清藤主査、山下主事、同行のもと現地調査を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。番号1、2につきまして、申請地は、栗山町役場の西約0.8kmに位置する都市計画区域内にある第3種農地であり、この度、申請者より製品ヤード造成に係る永久転用の許可申請があったものであります。本件は、周囲に影響を与えることもないので転用することに支障はないものと認めます。また、現況証明願いにつきまして、申請どおりの現況であることを、同日、現地調査を行い、確認してきております。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

(議長)

はい。只今、事務局及び現地調査班長より説明がありましたが、関係する委員さんの案件でございますので、吉尾委員退席願います。

(吉尾委員退席)

(議長)

それでは、議案第85号について何か質問等ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは採決に移ります。

議案第 85 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 85 号は原案どおり決定いたします。

(吉尾委員着席)

日程 9 議案第 86 号「土地の現況証明願いについて」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 86 号 土地の現況証明願いについて 下記土地の現況について、現況地目欄記載のとおり証明願い出があったので証明の可否について意見を諮う。今回は、1 件でございます。

番号 1 所在 ○○43 番地 公簿地目 田、現況地目 農地外、面積 77 m²の 1 筆でございます。利用状況 雑種地、所有者 ○○市○○区○○8 丁目 1 番 12 ○○○○、願出人 栗山町○○2 丁目 91 番地 1 行政書士○○○○、摘要といたしまして地目変更登記用となっております。以上です。

(議 長)

はい。只今、事務局、また先ほど現地調査班長より報告がありましたが何か質問等ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは採決に移ります。

議案第 86 号「土地の現況証明願いについて」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 86 号は原案どおり決定いたします。

日程 10 議案第 87 号「農用地利用集積計画（案）について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 87 号 農用地利用集積計画（案）について 下記農地の所有者から、農用地利用集積計画を定めた旨の申し出があったので、栗山町農業経営基盤強化促進基本構想に基づき意見を諮う。今回は、賃貸借 31 件、所有権移転 3 件、使用貸借 1 件、合計 35 件でございます。

整理番号 6 賃 39-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町○○240 番地 ○○○○、利用権を設定する者 ○○市○○区○○1 丁目 6 番地 20 号 ○○○○、申出年月日は令和 6 年 11 月 12 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 ○○193 番地 現況地目 畑、面積 8,486 m²でござい

ます。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 6 年 11 月 30 日から令和 11 年 11 月 30 日までの 5 年 借賃につきましては、10 アールあたり 畑〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして、合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻、小麦、玉葱で、世帯員は男 1 人、女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 賃 40-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇153 番地 13 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇175 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 6 年 10 月 23 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇171 番地 2 の内 現況地目 畑、面積 3,277 m²外 7 筆でございます。内訳につきましては田が 5 筆 30,446 m²、畑が 3 筆 5,021 m²、8 筆合計 35,467 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 6 年 11 月 30 日から令和 16 年 11 月 30 日までの 10 年 借賃につきましては、10 アールあたり 田〇〇〇〇〇〇円。 畑〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして、合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻、小麦、大豆で、世帯員は男 2 人、女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 賃 41-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇291 番地 2 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇303 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 6 年 10 月 28 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇298 番地 4 現況地目 畑、面積 10,166 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 6 年 11 月 30 日から令和 9 年 11 月 30 日までの 3 年 借賃につきましては、10 アールあたり 畑〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして、合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物はメロンで、世帯員は男 1 人、女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 賃 42-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇500 番地 有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇499 番地 3 〇〇〇〇、申出年月日は令和 6 年

11 月 7 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 ○○155 番地 5 の内 現況地目 畑、面積 3,316 m²外 64 筆でございます。内訳につきましては田が 32 筆 253,605.61 m²、畑が 33 筆 65,423.07 m²、65 筆合計 319,028.68 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類が 賃貸借 契約期間 令和 6 年 11 月 30 日から令和 16 年 11 月 30 日までの 10 年 借賃につきましては、10 アールあたり 田○○○○○○円。 畑○○○○○○円。面積を乗じまして、合計○○○○○○円で ございます。借賃の支払い方法につきましては、支払期限までに○○○○指定の金融機関口座に振り込 むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は 牧草で、構成員は男 2 人、女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基 盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 賃 43-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字○○926 番地 1 ○○○○、利用権を 設定する者 栗山町字○○95 番地 ○○○○、申出年月日は令和 6 年 11 月 1 日でございます。利用権 を設定する土地につきまして、所在 ○○95 番地 12 現況地目 田、面積 27,558 m²外 2 筆ございま す。全筆田でございまして、3 筆合計 33,707 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、 種類が賃貸借 契約期間 令和 6 年 11 月 30 日から令和 11 年 11 月 30 日までの 5 年 借賃につきまし ては、10 アールあたり 田○○○○○○円。面積を乗じまして、合計○○○○○○円でございます。借 賃の支払い方法につきましては、支払期限までに○○○○指定の金融機関口座に振り込むものとなっ ております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻で、世帯員 は男 2 人、女 4 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 賃 44-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字○○48 番地 ○○○○、利用権を設 定する者 ○○市○○6 丁目 302 番地 15 ○○○○、申出年月日は令和 6 年 11 月 13 日でございます。 利用権を設定する土地につきまして、所在 ○○40 番地 2 現況地目 田、面積 3,709 m²外 7 筆ござい ます。内訳につきましては、田が 7 筆 53,035 m²、畑が 1 筆 831 m²、8 筆合計 53,866 m²ございま す。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 6 年 11 月 30 日から令和 9 年 11 月 30 日までの 3 年 借賃につきましては、10 アールあたり 田○○○○○○円、田○○○○○○ 円、田○○○○○○円、畑○○○○○○円。面積を乗じまして、合計○○○○○○円でございます。借 賃の支払い方法につきましては、支払期限までに○○○○指定の金融機関口座に振り込むものとなっ ております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦で、 世帯員は男 3 人、女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促 進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 賃 45-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇48 番地 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町〇〇3 丁目 214 番地 3 〇〇〇〇、申出年月日は令和 6 年 11 月 13 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇2 番地 3 現況地目 田 面積 33,890 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 6 年 11 月 30 日から令和 9 年 11 月 30 日までの 3 年 借賃につきましては、10 アールあたり 田〇〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして、合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦で、世帯員は男 3 人、女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 賃 46-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇48 番地 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇1 番地 10 〇〇〇〇、申出年月日は令和 6 年 11 月 13 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇2 番地 5 現況地目 田、面積 7,672 m²外 8 筆でございます。内訳につきましては、田が 6 筆 49,404 m²、畑が 3 筆 3,706 m²、9 筆合計 53,110 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 6 年 11 月 30 日から令和 9 年 11 月 30 日までの 3 年 借賃につきましては、10 アールあたり 田〇〇〇〇〇〇〇円、田〇〇〇〇〇〇〇円、畑 〇〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして、合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦で、世帯員は男 3 人、女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 所 47-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇398 番地 〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇442 番地 1 〇〇〇〇、申出年月日は令和 6 年 11 月 11 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇337 番地 1 現況地目 田、面積 11,339 m²外 1 筆でございます。全筆田でございまして、2 筆合計 20,154 m²でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和 6 年 11 月 29 日 対価につきましては、10 アールあたり 田〇〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和 7 年 5 月 31 日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦で、構成員は男 4 人、女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従

事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 賃 48-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇109 番地 1 〇〇〇〇、利用権を設定する者 〇〇市〇〇区〇〇3 丁目 7 番地 3-10 〇〇〇〇、申出年月日は令和 6 年 11 月 7 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇105 番地 2 現況地目 畑、面積 1,002 m²外 3 筆でございます。内訳につきましては、田が 1 筆 1,335 m²、畑が 3 筆 15,818 m²、4 筆合計 17,153 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 6 年 11 月 30 日から令和 11 年 11 月 30 日までの 5 年 借賃につきましては、10 アールあたり 田〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして、合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は大豆・馬鈴薯で、世帯員は男 2 人、女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 賃 49-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町〇〇2 丁目 86 番地 2 〇〇〇〇、利用権を設定する者 〇〇市〇〇区〇〇3 丁目 5 番地 6 〇〇〇〇、申出年月日は令和 6 年 11 月 12 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇97 番地 現況地目 畑、面積 12,250 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 6 年 11 月 30 日から令和 11 年 11 月 30 日までの 5 年 借賃につきましては、10 アールあたり 畑〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして、合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物はレタス・ハーブで、世帯員は男 1 人、女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 賃 50-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇39 番地 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇9 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 6 年 11 月 11 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇8 番地 4 現況地目 畑、面積 1,420 m²外 3 筆でございます。内訳につきましては、田が 3 筆 6,347 m²、畑が 1 筆 1,420 m²、4 筆合計 7,767 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 6 年 11 月 30 日から令和 11 年 11 月 30 日までの 5 年 借賃につきましては、10 アールあたり 田〇〇〇〇〇〇円 畑〇〇〇〇〇〇円。それぞれ面積を乗じまして、合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、支払期限

までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は小麦・大豆で、世帯員は男1人、女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号6所51-1 所有権の移転を受ける者 栗山町〇〇4丁目23番地1 〇〇〇〇、所有権を移転する者 〇〇市〇〇区〇〇6丁目1番地23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、申出年月日は令和6年11月12日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇542番地1 現況地目 田、面積11,846㎡でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和6年11月29日 対価につきましては、10アールあたり 田〇〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和7年1月29日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は玉葱・小麦で、構成員は男2人、女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号6賃52-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇338番地 〇〇〇〇、利用権を設定する者 〇〇市〇〇区〇〇6丁目1番地2-502 〇〇〇〇、申出年月日は令和6年11月8日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇113番地1 現況地目 田、面積7,964㎡外2筆でございます。全筆田でございまして、3筆合計25,839㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和6年11月30日から令和11年11月30日までの5年 借賃につきましては、10アールあたり 田〇〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして、合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦・大豆・種子馬鈴薯で、世帯員は男2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号6賃53-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇338番地 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇576番地2 〇〇〇〇、申出年月日は令和6年11月14日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇364番地1 現況地目 田、面積7,812㎡外4筆でございます。内訳につきましては、田が4筆25,124㎡。畑1筆2,151㎡。4筆合計27,275㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和6年11月30日から令和11年11

月 30 日までの 5 年 借賃につきましては、10 アールあたり 田〇〇〇〇〇〇〇円 畑〇〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして、合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦・大豆・種子馬鈴薯で、世帯員は男 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 賃 54-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇338 番地 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇6 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 6 年 11 月 15 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇110 番地 1 現況地目 田、面積 2,072 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 6 年 11 月 30 日から令和 11 年 11 月 30 日までの 5 年 借賃につきましては、10 アールあたり 田〇〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして、合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦・大豆・種子馬鈴薯で、世帯員は男 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 賃 55-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町〇〇4 丁目 66 番地 24 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇4 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 6 年 11 月 18 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇1 番地 5 現況地目 田、面積 2,555 m²外 7 筆でございます。内訳につきまして、田が 7 筆 65,919.20 m²。畑 1 筆 800 m²。8 筆合計 66,719.20 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 6 年 11 月 30 日から令和 16 年 11 月 30 日までの 10 年 借賃につきましては、10 アールあたり 田〇〇〇〇〇〇〇円 田〇〇〇〇〇〇〇円 畑〇〇〇〇〇〇〇円。それぞれ面積を乗じまして、合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻で、世帯員は男 1 人、女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 所 56-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇547 番地 30 〇〇〇〇、所有権を移転する者 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、申出年月日は令和 6 年 11 月 14 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇520 番地 14 現況

地目 田、面積 646 m²外 26 筆でございます。内訳につきましては、田 16 筆 41,169 m²、畑 11 筆 35,423 m²、27 筆合計で 76,592 m²でございます。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和 6 年 11 月 29 日 対価につきましては、10 アールあたり 田〇〇〇〇〇〇円 畑〇〇〇〇〇〇円。それぞれ面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和 7 年 1 月 29 日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は牧草で、構成員は男 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 貸 57-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇15 番地 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇12 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 6 年 11 月 18 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇14 番地 2 の内 現況地目 田、面積 4,127 m²外 1 筆でございます。内訳につきましては、田が 1 筆 4,127 m²。畑 1 筆 5,977 m²。2 筆合計 10,104 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 6 年 11 月 30 日から令和 11 年 11 月 30 日までの 5 年 借賃につきましては、10 アールあたり 田〇〇〇〇〇〇円 畑〇〇〇〇〇〇円。それぞれ面積を乗じまして、合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は小麦・大豆・種子馬鈴薯で、世帯員は男 2 人、女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 貸 58-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇752 番地 〇〇〇〇、利用権を設定する者 〇〇市〇〇区〇〇20 丁目 5 番地 3 〇〇〇〇、申出年月日は令和 6 年 11 月 11 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇769 番地 1 現況地目 田、面積 29,293 m²外 3 筆でございます。内訳につきましては、田が 3 筆 76,939 m²。畑 1 筆 3,124 m²。4 筆合計 80,063 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 6 年 11 月 30 日から令和 7 年 11 月 30 日までの 1 年 借賃につきましては、10 アールあたり 田〇〇〇〇〇〇円 畑〇〇〇〇〇〇円。それぞれ面積を乗じまして、合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻で、世帯員は男 3 人、女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 賃 59-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇752 番地 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇850 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 6 年 11 月 13 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇735 番地の内 現況地目 田、面積 5,359 m²外 1 筆でございます。全筆田でございまして、2 筆合計 19,463 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 6 年 11 月 30 日から令和 11 年 11 月 30 日までの 5 年 借賃につきましては、10 アールあたり 田〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして、合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻で、世帯員は男 3 人、女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 賃 60-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇850 番地 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇752 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 6 年 11 月 13 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇271 番地 4 現況地目 田、面積 980 m²外 1 筆でございます。全筆田でございまして、2 筆合計 18,366 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 6 年 11 月 30 日から令和 11 年 11 月 30 日までの 5 年 借賃につきましては、10 アールあたり 田〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして、合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻で、世帯員は男 2 人、女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 賃 61-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇478 番地 32 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇12 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 6 年 11 月 13 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇10 番地 2 現況地目 田、面積 1,454 m²外 6 筆でございます。内訳につきまして、田が 6 筆 30,181 m²。畑 1 筆 7,184 m²。7 筆合計 37,365 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 6 年 11 月 30 日から令和 9 年 11 月 30 日までの 3 年 借賃につきましては、10 アールあたり 田〇〇〇〇〇〇円 田〇〇〇〇〇〇円 畑〇〇〇〇〇〇円。それぞれ面積を乗じまして、合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は小麦・種子馬鈴薯で、世帯員は男 1 人、

女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 賃 62-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇40 番地 有限会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇20 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 6 年 11 月 18 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇559 番地 1 の内 現況地目 田、面積 20,373 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 6 年 11 月 30 日から令和 16 年 11 月 30 日までの 10 年 借賃につきましては、10 アールあたり 田〇〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして、合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦で、構成員は男 9 人、地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 使 63-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇363 番地 有限会社〇〇〇〇 取締役〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇363 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 6 年 11 月 12 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇307 番地 1 現況地目 畑、面積 2,464 m²外 30 筆でございます。全筆畑でございまして、31 筆合計 224,444 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類が使用貸借 契約期間 令和 6 年 11 月 30 日から令和 16 年 11 月 30 日までの 10 年となっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物はメロンで、世帯員は男 1 人、女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 賃 64-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇67 番地 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町〇〇4 丁目 78 番地 1 〇〇〇〇、申出年月日は令和 6 年 11 月 13 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇67 番地 3 現況地目 畑、面積 6,873 m²外 1 筆でございます。全筆畑でございまして、2 筆合計 10,988 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 6 年 11 月 30 日から令和 7 年 11 月 30 日までの 1 年 借賃につきましては、10 アールあたり 畑〇〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして、合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は小麦・種子馬鈴薯で、世帯員は男 2 人、女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強

化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 賃 65-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇166 番地 199 〇〇〇〇、利用権を設定する者 〇〇市〇〇区〇〇18 丁目 9 番 12 〇〇〇〇、申出年月日は令和 6 年 11 月 18 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇10 番地 11 現況地目 田、面積 2,556 m²外 6 筆でございます。全筆田でございまして、7 筆合計 23,476 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 6 年 11 月 30 日から令和 9 年 11 月 30 日までの 3 年 借賃につきましては、10 アールあたり 田〇〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして、合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は小麦・玉葱で、世帯員は男 1 人、女 3 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 賃 66-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇166 番地 199 〇〇〇〇、利用権を設定する者 〇〇町〇〇3 丁目 6 番 9 〇〇〇〇、申出年月日は令和 6 年 11 月 18 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇6 番地 8 現況地目 田、面積 2,785 m²外 5 筆でございます。全筆田でございまして、6 筆合計 23,281 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 6 年 11 月 30 日から令和 9 年 11 月 30 日までの 3 年 借賃につきましては、10 アールあたり 田〇〇〇〇〇〇〇円。それぞれ面積を乗じまして、合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は小麦・玉葱で、世帯員は男 1 人、女 3 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 賃 67-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇168 番地 63 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇、利用権を設定する者 〇〇町〇〇3 丁目 6 番 9 〇〇〇〇、申出年月日は令和 6 年 11 月 18 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇11 番地 7 現況地目 田、面積 5,750 m²外 2 筆でございます。全筆田でございまして、3 筆合計 7,445 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 6 年 11 月 30 日から令和 9 年 11 月 30 日までの 3 年 借賃につきましては、10 アールあたり 田〇〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして、合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主

な経営作物は水稻・かぼちゃで、構成員は男 7 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 賃 68-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇139 番地 1 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇110 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 6 年 11 月 18 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇210 番地 1 の内 現況地目 畑、面積 14,154 m²外 1 筆でございます。全筆畑でございまして、2 筆合計 14,425 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 6 年 11 月 30 日から令和 16 年 11 月 30 日までの 10 年 借賃につきましては、10 アールあたり 畑〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして、合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦・大豆で、世帯員は男 5 人、女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 賃 69-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇36 番地 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇40 番地 2 〇〇〇〇、〇〇〇〇、申出年月日は令和 6 年 11 月 19 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇36 番地の内 現況地目 畑、面積 1,983 m²外 2 筆でございます。全筆畑でございまして、3 筆合計 7,098 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 6 年 11 月 30 日から令和 9 年 11 月 30 日までの 3 年 借賃につきましては、10 アールあたり 畑〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして、合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦・大豆で、構成員は男 2 人、女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 賃 70-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇36 番地 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇162 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 6 年 11 月 19 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇150 番地の内 現況地目 畑、面積 1,221 m²外 22 筆でございます。内訳につきまして、田が 10 筆 31,872 m²、畑が 13 筆 29,405 m²、23 筆合計 61,277 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 6 年 11 月 30 日から令和 9 年 11 月 30 日までの 3 年 借賃につきましては、10 アールあたり 田〇〇〇〇〇〇円 畑〇〇〇〇〇〇円。それぞれ面積を乗じまして、合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃

の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦・大豆で、構成員は男2人、女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号6 賃 71-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇36 番地 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇328 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和6年11月19日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇284 番地2 現況地目 田、面積8,448㎡外16筆でございます。内訳につきまして、田が15筆62,704㎡、畑が2筆814㎡、17筆合計63,518㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和6年11月30日から令和9年11月30日までの3年 借賃につきましては、10アールあたり 田〇〇〇〇〇〇円 田〇〇〇〇〇〇〇円 畑〇〇〇〇〇〇〇円。それぞれ面積を乗じまして、合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦・大豆で、構成員は男2人、女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号6 賃 72-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇36 番地 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇27 番地6 〇〇〇〇、申出年月日は令和6年11月19日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇265 番地1 現況地目 畑、面積9,467㎡外4筆でございます。全筆畑でございまして、5筆合計22,754㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和6年11月30日から令和9年11月30日までの3年 借賃につきましては、10アールあたり 畑〇〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして、合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦・大豆で、構成員は男2人、女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号6 賃 73-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇141 番地 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町〇〇2 丁目 399 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和6年11月19日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇205 番地1 現況地目 田、面積3,363㎡外1筆でございます。全筆田でございまして2筆合計17,066㎡でございます。設定する利用権の内容につきまして

は、種類が賃貸借 契約期間 令和 6 年 11 月 30 日から令和 11 年 11 月 30 日までの 5 年 借賃につきましては、10 アールあたり 田〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして、合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は玉葱で、構成員は男 2 人、女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

(議 長)

はい。只今、事務局より賃貸借 31 件・所有権移転 3 件、使用貸借 1 件の説明がありましたが、関係する委員さんの案件を審議したいと思います。田村賢治委員退席願います。

(田村賢治委員退席)

それでは番号 6 賃 62-1 について審議したいと思います。

何か質問等ございませんか

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは採決に移ります。

番号 6 賃 62-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号 6 賃 62-1 は原案どおり決定いたします。

(田村賢治委員着席)

続きまして、中島委員退席願います。

(中島委員退席)

それでは、番号 6 賃 73-1 について審議したいと思います。

何か質問等ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは採決に移ります。

番号 6 賃 73-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号 6 賃 73-1 は原案どおり決定いたします。

(中島委員着席)

続きまして、残る 33 件について審議したいと思います。

整理番号 6 賃 39-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 賃 39-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 賃 39-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 賃 40-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 賃 40-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 賃 40-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 賃 41-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 賃 41-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 賃 41-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 賃 42-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 賃 42-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 賃 42-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 賃 43-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 賃 43-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 賃 43-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 賃 44-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 賃 44-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 賃 44-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 賃 45-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 賃 45-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 賃 45-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 賃 46-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 賃 46-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 賃 46-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 所 47-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 所 47-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 所 47-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 賃 48-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 賃 48-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 賃 48-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 賃 49-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 賃 49-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 賃 49-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 賃 50-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 賃 50-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 賃 50-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 所 51-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 所 51-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 所 51-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 賃 52-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 賃 52-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 賃 52-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 賃 53-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 賃 53-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 賃 53-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 賃 54-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 賃 54-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 賃 54-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 賃 55-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 賃 55-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 賃 55-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 所 56-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 所 56-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 所 56-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 賃 57-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 賃 57-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 賃 57-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 賃 58-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 賃 58-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 賃 58-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 賃 59-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 賃 59-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 賃 59-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 賃 60-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 賃 60-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 賃 60-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 賃 61-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 賃 61-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 賃 61-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 使 63-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 使 63-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 使 63-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 賃 64-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 賃 64-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 賃 64-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 賃 65-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 賃 65-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 賃 65-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 賃 66-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 賃 66-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 賃 66-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 賃 67-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 賃 67-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 賃 67-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 賃 68-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 賃 68-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 賃 68-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 賃 69-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 賃 69-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 賃 69-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 賃 70-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 賃 70-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 賃 70-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 賃 71-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 賃 71-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 賃 71-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 賃 72-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 賃 72-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 賃 72-1 は原案どおり決定いたします。

日程 11 議案第 88 号「農地のあっせんについて」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案 88 号 農地のあっせんについて 下記農地の所有者から、農地の売渡についてあっせんの申出があったので、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき意見を諮う。今回の申出は 4 件でございます。

番号 1 あっせん申出者 ○○市○○区○○1 丁目 2 番 15 ○○○○ 申出年月日 令和 6 年 10 月 25 日 申出地所在 ○○33 番地 1、地目につきましては、公募現況ともに畑、面積 3,923 m²外 1 筆。内訳につきましては、畑が 1 筆 3,923 m²、雑種地 1 筆 251 m²、2 筆合計 4,174 m²でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(9 番 中島)

○○さんにおかれましては、今後耕作する予定もないことから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第 1 候補に ○○○○さん、第 2 候補に ○○○○さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として田村俊彦委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号 1 について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号 1 はあっせんを可といたしますので、中島委員、田村俊彦委員よろしくお

願います。

続いて番号2について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

番号2 あっせん申出者 栗山町〇〇144番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和6年11月13日 申出地所在 〇〇776番地、地目につきましては、公募現況ともに田、面積5,765㎡外2筆。内訳につきましては、田2筆16,391㎡、雑種地1筆246㎡、3筆合計16,637㎡でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(2番 田村俊彦)

〇〇さんにおかれましては、今後耕作する予定もないことから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さんおよび〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として西川委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号2について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号2はあっせんを可といたしますので、田村俊彦委員、西川委員、よろしくをお願いします。

続いて番号3について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

番号3 あっせん申出者 栗山町〇〇2丁目399番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和6年11月18日 申出地所在 〇〇148番地1、地目につきましては、公募現況ともに畑、面積5,397.39㎡外3筆でございます。全筆畑でございまして、4筆合計18,763.03㎡でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕

作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(9 番 中島)

〇〇さんにおかれましては、今後耕作する予定もないことから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として田村俊彦委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号3について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号3はあっせんを可といたしますので、中島委員、田村俊彦委員よろしくお願いします。

続いて番号4について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

番号4 あっせん申出者 栗山町字〇〇154 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和6年11月19日 申出地所在 〇〇151 番地1、地目につきましては、公募現況ともに畑、面積3,964㎡外8筆でございます。全筆畑でございます、9筆合計34,046㎡でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(9 番 中島)

〇〇さんにおかれましては、今後耕作する予定もないことから農地を売却したいということで今回の

あっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に ○○
○○さん、第2候補に ○○○○さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として田
村俊彦委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号4について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号4はあっせんを可といたしますので、中島委員、田村俊彦委員よろしくお
願いします。

日程 12 議案第 89 号「耕作放棄地の非農地判断について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 89 号 耕作放棄地の非農地判断について(案) 下記農地について、農地利用状況調査の結果に基づき、非農地と判断したいので意見を諮う。今回は2件です。

番号1 所在○○507番地6 地目につきましては、公募が畑、現況が田 公募面積1,375㎡、現況面積1,375㎡外5筆。全筆田でございまして、5筆現況面積合計8,621㎡でございまして、所有者につきましては、○○○○。現況確認日が令和6年10月9日から令和6年10月11日となっております。

番号2 所在○○244番地2 地目につきましては、公募現況ともに畑 公募面積8,568㎡、現況面積8,568㎡外1筆。全筆畑でございまして、2筆合計11,646㎡でございまして、所有者につきましては、○○○○。現況確認日が令和6年10月9日から令和6年10月11日となっております。以上です。

(議長)

はい。事務局より説明がありました。それでは、審議したいと思います。

整理番号1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号1は原案どおり決定といたします。

整理番号2について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 2 は原案どおり決定いたします。

本日の議案につきましては、これで終わりでございます。続きまして農業団体等の報告に移りたいと思います。

—各団体報告—

(議長)

次期総会の日程は 12 月 23 日月曜日 15 時 00 分から、現地調査につきましては 12 月 16 日月曜日 9 時 30 分から 第 1 班 田村賢治委員、桂委員、土門委員、松田委員にお願いします。それでは本日の総会を閉会したいと思います。

(局長)

ご起立願います。礼。本日はご苦勞様でした。(11 時 20 分 終了)